

大口町告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月4日

大口町長 鈴木雅博

町道路線の認定

路線番号	路線名	起点	終点
410	町道上小口110号線	萩島二丁目3番1地先	萩島一丁目153番1地先

大口町告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年9月4日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域決定

路線番号	路線名	区間	敷地幅員	延長
410	町道 上小口110号線	萩島二丁目3番1地先から 萩島一丁目153番1地先まで	6.0m ～ 8.8m	260.0m